



# まちからのおしらせ

3  
月号



表紙: 京都ハンナリーズホームタウンデー



## もくじ

- 1ページ … 表紙／目次／おしらせ
- 2ページ … 行政相談日 ほか
- 3ページ … イベントのおしらせ ほか
- 4ページ … 茶源郷ポイントのおしらせ ほか
- 5ページ … 大量のゴミは自己搬入により処分してください ほか
- 6ページ … 暮らしのカレンダー



## おしらせ

- 子育て支援センターの「園庭開放」、「すくすく広場」の開放日について  
…本冊子（まちからのおしらせ）の「暮らしのカレンダー」をご参照ください
- 相楽休日応急診療所診療体制について … れんけいをご参照ください



相談日: 3月3日(火)  
 場所: 和東町役場 第1相談室  
 時間: 午後1時30分～午後3時30分  
 問合せ: 総務課 ☎ 78-3001 (直通)

建農

製茶工場内と周辺施設の準備を整えましょう



■工場内の準備について

工場内では各機械がスムーズに稼働するか、運転時に異常な音がしないかを確認しましょう。また、消耗品の交換や機械稼働部分への適量の注油を行うとともに、清掃をして清潔さを保つように心がけましょう。

■重油の取り扱いについて

工場周辺の重油配管からの重油漏れを防ぐため、点検や整備に努めましょう。油は水に混ざらず、少しの量でも広範囲に広がります。

万が一川に流れ出た場合、下流域の水道事業者や漁業組合への補償金が必要となる場合もあります。

■農薬の取り扱いについて

食品衛生法が改正され、農薬の残留が禁止されています。農薬の使用にあたっては、使用基準を必ず守ってください。

問合せ: 建設農政課 ☎ 78-3008 (直通)

建農

防霜ファンの運転について

和東町の茶生産農家では、基幹産業のお茶を晩霜被害から守るために防霜ファンを導入し、春先から茶刈り時期までの防霜対策に努められています。

住民のみなさんには、防霜ファンの音などでご迷惑をおかけしますが、和東茶の振興と発展のためご理解とご協力をお願いします。

■霜注意報をお知らせするサイレンについて

各区の公民館等に設置している防災行政無線の屋外スピーカーから1分間、サイレンの吹き鳴らしを行います。

期間: 4月1日～5月31日の霜注意報が発令された日

回数: 2回 (午後4時と午後5時)

注意事項: 本サイレンの吹き鳴らしを「火災」と間違えないでください



問合せ: 建設農政課 ☎ 78-3008 (直通)

## ①和東町にアフター万博キャラバンがやってきます！

京都では、大阪・関西万博の会場を彩り、来場者を楽しませた展示物などを、府内各地にレガシーとして残る「万博のカケラ」として巡り、万博の感動をもう一度味わっていただく取り組みが実施されています。

令和8年3月14日（土）に開催する茶源郷和東「茶の匠」からのおもてなしイベントで、京都の万博公式スタンプ2種の押印や京都ゾーンフォトパネルでの写真撮影などの体験、京都ゾーンで使用されたキモノタイルなどの展示が実施されます。

和東町が出展した全てのパビリオンの様子がわかるパネル展示も行います。

当日茶茶ちゃんも登場しますので、是非会場にお越しください。

日 時：3月14日（土）10時～16時

場 所：和東町健康福祉交流センター1階パブリックスペース・2階会議室 他

参加費：無料

問合せ：まちづくり応援課 ☎78-3002（直通）



## ②茶源郷和東～文化的景観シンポジウム～

文化的景観シンポジウムでは、令和8年度の重要文化的景観の文化財選定を目指し、制度の説明をします。そして、地域の魅力の見つけ方、語り方について「まいまい京都」代表の以倉氏をお呼びして登壇いただきます。加えて、ワークショップを開催します。地域の魅力を一緒に再発見しましょう。

日 時：3月8日（日）13時30分～16時

場 所：和東町健康福祉交流センター2階多目的ホール

参加費：無料

問合せ：まちづくり応援課 ☎78-3002（直通）

## 和東町内の移動は「茶源郷乗合交通Wazcar（ワズカー）」が便利です

ワズカーは、和東町内の乗降場所と奈良交通の乗継ぎバス停、宇治田原町（維中前バス停）を結ぶ、定期便と予約制を併用した乗合交通です。

町内での買い物や通院など乗降場所から目的地近くの乗降場所まで、日常の移動手段としてご利用いただけます。

乗降場所は、町内110か所に設置しており、右下の看板が目印です。

なお、各乗降場所の詳しい位置については、和東町ホームページでご確認いただけます。

ご利用方法などの詳しい内容は町ホームページをご覧ください。下記まで問合せ下さい。

なお、期日前投票の期間、選挙の投票にあたりワズカーをご利用される場合は、往復の乗車料を無料とする取り組みを実施しています。

問合せ先 茶源郷和東交通運営協議会

和東町湯船会館内

0774-78-2020

登録・予約受付時間

平日の午前9時から午後5時まで

QRコード



和東町ホームページURL

[https://www.town.wazuka.lg.jp/kakukanogoannai/chikichikarasuishinka/bus\\_kokyokotsu/wazcar.html](https://www.town.wazuka.lg.jp/kakukanogoannai/chikichikarasuishinka/bus_kokyokotsu/wazcar.html)

◆現在付与されている茶源郷ポイント使用期限は令和8年3月31日までです！  
 現在付与されております茶源郷ポイントの使用期限は、いずれのポイントも令和8年3月31日までとなっております。使用期限が切れたポイントは失効するため、お早めにご利用ください。  
 また、茶源郷ポイントの期限は年度単位になりますが、来年度以降も茶源郷ポイント事業は予定されておりますため、カードは大切に保管してくださいませようよろしくお願いいたします。

◆付与されたポイントのお知らせ

・健康ポイント事業（令和8年1月20日付与）

医療機関で子宮がん検診、乳がん検診を受診された方に100ポイントを付与しております。

いずれの事業も使用期限は令和8年3月31日までです。

問合せ：まちづくり応援課 ☎78-3002（直通）



## 環境

## 環境衛生課から水道についてのご案内

### 水道管の防寒対策をしましょう

水道管は、冬になると中の水が凍結したり、管が破損することがあります。その結果、日常生活に支障をきたし、破損した場合は修理代がかかります。本格的な寒さを迎える前に、水道管に防寒対策を行いましょう。

万が一破損したときは、メーターボックス内の止水栓を閉め、町指定の給水装置工事業者へ修理を依頼してください（修理費用は個人の負担となります）。

#### ■防寒対策の方法

給水管や蛇口には、専用保温材または毛布、布切れなどを巻き、濡れないように上からビニールテープを巻いてください。メーターボックスには、ビニール袋に発泡スチロールや布切れなどを詰めたものを入れ、さらにダンボールや発泡スチロールなどで覆いをしてください。

#### ■凍って水が出ないとき

凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。急に熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂することがあるのでご注意ください。

### 水道の漏水チェックをしましょう

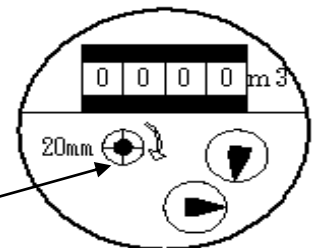
水道使用量がいつもと比べて多いときは、目に見えない場所から漏水している可能性があります。漏水は、水道メーターで簡単にチェックすることができます。漏水していたときは、止水栓を閉め、和束町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。水を無駄なく大切に使うためにも、こまめに漏水チェックをしましょう。

#### ■漏水のチェック方法

(1) すべての蛇口を閉める

(2) メーターの\*パイロットを確認

(パイロットが回っている場合は漏水が考えられる) \*パイロット



### 水道料金は納付期限までに

水道事業は、主に水道料金収入により運営しています。未納額が増えると、町の水道施設や給水サービスの維持・向上が難しくなります。未納が続く利用者には、給水停止を含む厳しい対応も行います。必ず納付期限までにお支払いください。

問合せ：環境衛生課 ☎78-3007（直通）

引っ越しや大掃除等で大量にゴミが出る場合は、ご自身でゴミを持ち込み、料金を支払って処分する自己搬入をご利用ください。



### ◇自己搬入の方法◇

- ① 相楽東部クリーンセンター事務所(下記窓口)へ連絡  
※搬入日・方法や品目、持ち込み量等について相談をお願いします。
- ② 大北リサイクルへ持ち込み

**※必ず、事前に下記窓口へご連絡してください。事前連絡がない場合は、持ち込みできないことがあります。**

### ◇連絡窓口◇

連絡窓口 相楽東部クリーンセンター事務所  
 電話番号 0774-78-4153 (直通)  
 FAX番号 0774-78-4155  
 受付日 月曜～金曜まで  
 午前8時30分～午後3時30分  
 ※持ち込み予定日の2日前までに連絡をお願いします。  
 休日 土・日曜日、祝日、年末年始

### ◇持ち込み先◇

施設名 株式会社大北リサイクル  
 住所 和束町大字白栖小字大狭間26番地  
 料金 32円/kg

問合せ：環境衛生課 ☎78-3007 (直通)

## 合併浄化槽維持管理補助金制度のお知らせ

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽維持管理費の補助金制度を設けています。

### ■補助金対象地域／下水道整備計画区域外の区域

(湯船区、下島区、石寺区、木屋の全地域・撰原区、白栖区、原山区の一部地域)

### ■補助対象／以下の(1)～(3)全てに該当する人

- (1) 浄化槽の保守点検及び清掃を申請を行う日の前日から過去1年間に3回以上実施している人  
※保守点検と清掃の回数は浄化槽の種類によって異なります。
- (2) 浄化槽の水質検査を申請を行う日の前日から過去1年間に1回以上実施している人
- (3) 町税及び水道使用料金を滞納していない人

### ■補助金額／浄化槽1基につき、11,000円

### ■申請手続／

- ・申請時に、補助対象(1)・(2)を実施したことを証明する書類を添付して提出してください。
- ・申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、環境衛生課でも配布しています。

### Q「和束町 合併処理浄化槽維持管理補助金制度」にて検索

- ・補助対象(1)・(2)の実施を証明する書類の有効期限は、申請日から1年以内です。

問合せ：環境衛生課 ☎78-3007 (直通)

